

提出府省名	文部科学省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進
調査内容項目	<p>化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための環境リスク管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) PRTR 制度の運用状況と課題</p> <p>b) リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況</p>
関係府省(回答府省)	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a)について</p> <p>高等教育機関等による化学物質の管理の改善の促進を図るため、文部科学省では以下の施策を進めている。</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の着実な施行</p> <p>）施策の概要</p> <p>高等教育機関及び自然科学研究所が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）に基づき届出を行った対象化学物質の一定量以上の排出量、移動量等について、毎年度事業者からの届出を集計し、公表するものである。さらに、報告の届出義務を負うことの周知徹底を図ることにより、化管法の着実な定着と各機関における化学物質の管理の改善・強化を目指している。</p> <p>）施策の実施状況</p> <p>化管法は平成 11 年度に制定され、平成 14 年度より事業者からの届出が開始された。平成 19 年度においては、文部科学省所管となる高等教育機関及び自然科学研究所から 119 件の届出が行われているところである。また、届出がなされたデータについては、文部科学大臣より環境大臣および経済産業大臣へ報告を行っている。</p> <p>さらに、文部科学省においては、環境省及び経済産業省作成の PRTR を周知させることを目的としたパンフレットを平成 18 年度には全国の国立大学法人、私立大学、公立大学宛に 1 部ずつ配付し、平成 19 年度には国立大学法人へ 1 部ずつ配付し、各機関における化管法に基づく化学物質の管理の徹底と法令に基づく報告を怠らないよう周知徹底を行った。</p> <p>）施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>当該施策の実施により、高等教育機関及び自然科学研究所における化管法の浸透、理解は進んでおり、今後は、各機関における化管法の趣旨に対する理解、浸透を図り、法令に基づく報告義務が果たされるよう、引き続き広報的手段により周知徹底を図る必要がある。</p>	

提出府省名	厚生労働省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進
調査内容項目	化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための環境リスク管理の取組として、以下の事項について調査。 a) PRTR 制度の運用状況と課題 b) リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況
関係府省(回答府省)	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

調査内容項目 a) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

) 施策の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)に基づき、PRTR データを集計・公表することにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目指す。

) 施策の実施状況(平成 19 年度中心)

化管法に基づく事業者による PRTR データの届出はこれまで 6 回行われており、本年 3 月には平成 18 年度の PRTR データを公表した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

制度が開始された平成 13 年度と比べると届出排出量は減少しており、PRTR 制度に基づく自主的な管理の改善が促されていると考えられる。

化管法の施行 7 年後の見直しとして、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において、PRTR 制度等について検討が行われ、平成 19 年 8 月に中間とりまとめが公表された。当該中間とりまとめにおいて、化学物質の製造等の動向や新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、化管法の対象物質の見直しを実施するべきであるとされた。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

平成 19 年 10 月から、薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会、中央環境審議会の合同会合において、化管法対象物質見直しに係る検討が 4 回にわたって行われ、平成 20 年 6 月に合同会合としての報告をとりまとめた。これを基に、薬事・食品衛生審議会として、平成 20 年 7 月に答申を行ったところ。今後検討結果に基づき政令を改正する予定。

(2) 総括的な分析等

PRTR 制度については、着実に定着してきているところであり、引き続き適切な運用を図ることとする。

調査内容項目 b)について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

) 施策の概要

リスクコミュニケーションを推進するため、化学物質に関する安全性情報について公開のデータベースで発信するとともに、化学物質の安全性等に係る研究の成果を一般に対して紹介するためのシンポジウムを開催している。

) 施策の実施状況 (平成 19 年度中心)

国において実施した安全性情報点検の結果や官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japan チャレンジプログラム)において得られた情報を発信するためのデータベース(通称: J-CHECK)を構築し本年 5 月に公開するとともに、PRTR 集計情報を公表するため平成 14 年度に作成した web ページに、平成 18 年度の情報を追加した。また、化学物質の健康影響評価等に関する研究事業の成果を一般向けに紹介するためのシンポジウムを例年開催してきており、平成 19 年度においても 2 回開催した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策の実施により、リスクコミュニケーションを行う上で必要な化学物質の安全性情報をより積極的に発信することができるようになり、また、化学物質の安全性等にかかる国民の理解を促進することができた。化学物質の適正管理を進める上で、リスクコミュニケーションは重要であることから、引き続きデータベースの拡充や改良を行うとともに、シンポジウムについても開催していく。

(2) 総括的な分析等

国民の化学物質に対する理解を促進するとともに不安を取り除き、そして、より適切な化学物質管理を推進するため、引き続きリスクコミュニケーションに関する取組を進めることが重要。

提出府省名	農林水産省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進
調査内容項目	<p>化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための環境リスク管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) PRTR 制度の運用状況と課題</p> <p>b) リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況</p>
関係府省(回答府省)	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a)について</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の着実な施行</p> <p>) 施策の概要</p> <p>農林水産省においては、食料品製造業・農薬製造業等(以下「事業者」という。)が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)に基づき届出を行った対象化学物質の一定量以上の排出量、移動量について、毎年度事業者からの届出を集計し、公表するものである。さらに、報告の届出義務を負うことの周知徹底を図ることにより、化管法の着実な定着と事業者における化学物質の管理の改善強化を目指している。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>化管法は平成 1 1 年度に制定され、平成 1 4 年度より事業者からの届出が開始された。平成 1 9 年度においては、農林水産省関連業種の 5 2 8 件については、農林水産大臣から環境省及び経済産業省へ報告を行っている。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性</p> <p>当該施策の実施により、事業者における化管法の浸透、理解は進んでおり、今後についても事業者における化管法に対する理解、浸透を図り、法令に基づく報告が確実に実施されるよう、引き続き周知徹底を図る必要がある。</p> <p>調査内容項目 b)について</p> <p>) 施策の概要</p> <p>農薬に関する様々な情報をホームページ(「農薬コーナー」)を通じて発信するとともに、農薬の登録制度の仕組み等を国民に対して紹介するための意見交換会を開催し、農薬に関する正しい知識の普及啓発を実施。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>農薬をテーマとした意見交換会については、全国レベルでこれまでに 1 0 3 回開催し、活発な議</p>	

論が行われてきたところ。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

国民全体の農薬に関する正しい知識の普及や理解の浸透を図るためには、消費者、生産者等に農薬に関する制度等を説明するのではなく、施策の見直し等を行う過程に、こうした関係者(ステークホルダー)の意見、要望も聞きつつ、こうした意見等を踏まえ、制度を構築する取組を行うことが、必要不可欠と考える。このような観点から、農林水産省では、農薬登録制度の改善等の方向性について、各分野の有識者からの意見を聴取し、議論いただくことを目的として、昨年12月より「農薬登録制度に関する懇談会」を開催している。この懇談会には、学識経験者や製造・販売者に加え、消費者や生産者の方にも有識者として参画いただいているところであり、今後とも開催を重ねつつ、議論された内容を制度の改善へ反映させていく。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	経済産業省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進
調査内容項目	<p>化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための環境リスク管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) PRTR 制度の運用状況と課題</p> <p>b) リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況</p>
関係府省(回答府省)	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a)について</p> <p>化学物質は暮らしや産業の様々な製品や工程で用いられており、我々の生活に不可欠なものとなっている。しかし、これらの化学物質が事業活動を通じて大気や水などの環境に排出された場合、人の環境や環境中の生物に影響を及ぼすおそれがあるため、化学物質の適切な管理が行われる必要がある。そのため、経済産業省では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）に基づいて以下の施策を進めている。</p> <p>）施策の概要</p> <p>化管法に基づく、化学物質排出・移動量届出制度（PRTR制度）を引き続き円滑に運用し、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の支障を未然に防止することにより、我が国の化学物質総合管理を推進することを目的とする。</p> <p>）施策の実施状況</p> <p>化管法は平成11年度に公布され、平成13年度から同法に基づくPRTR制度が施行されており、事業者が、より適切に排出量を把握するために排出量等算出マニュアルを作成・公表するとともに、PRTR届出データの集計及び届出外の排出量について推計を行った。また、これまで6回にわたり、PRTRデータの公表を行っており、平成20年2月22日には平成18年度PRTRデータの公表を行った。</p> <p>）施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>平成18年度PRTRデータは全国で40,980事業所から届出がなされ、排出量・移動量について、全国・全物質で集計したところ、排出量が245千トン、移動量が225千トン、排出量と移動量の合計は471千トンであった。また、国が推計を行った届出外対象外の排出量については全国の合計で315千トンであった。PRTR制度は着実に定着してきており、届出排出量は平成13年度と平成18年度を比較すると約22%減少し、化管法の制定が事業者の自主管理を進展させ、対象化学物質による環境負荷を低減させるという意味で、一定の効果を生んでいる。</p> <p>また、産業構造審議会と中央環境審議会による化管法見直し合同会合を設置し、平成19年2月</p>	

から6回にわたり審議を行い、平成19年8月に中間取りまとめを行った。中間とりまとめにおいては、P R T R制度は着実に定着し、同法の対象化学物質による環境負荷を低減させるという一定の効果を生んできたとの評価を受けた。また、その一方で、対象物質、対象事業者、届出事項の見直し、P R T Rデータの多面的利用の促進等の制度の見直しと運用改善に向けた指摘がなされた。これを受け、法令の改正等を検討し、以下の必要な措置を講じていく。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

平成19年10月から化学物質審議会、薬事・食品衛生審議会及び中央環境審議会による対象物質見直し合同会合を開催し、対象物質の見直し作業を行い、平成20年6月に取りまとめを行った。この結果踏まえ、政令改正作業を行っている。

なお、今後とも必要に応じて対象物質の見直しを実施していく予定である。また、その際にはG H S (国連主導の化学品の分類調和システム)との整合性を考慮することとしている。

対象事業者への医療業の追加について検討を行い、化学物質の使用実態の調査結果等を踏まえ、政令改正作業を行っている。

個別事業所ごとのP R T Rデータについて現在の開示請求方式を改め、ホームページによる地図情報等を活用した国による公表方式に変更するため、法改正等を検討する。

P R T R制度に基づく届出事項に、移動先の下水道終末処理施設名及び廃棄物の移動先での処理方法を追加するため、届出様式の変更を行う。

事業者が排出量等を把握する際に参考となっている「P R T R排出量等算出マニュアル」等について、対象物質の見直しに対応した改訂を行う。

国が行っている届出外の排出量推計について対象物質見直しに対応した改善を行う。

P R T R制度に基づく適切な届出の励行を促すため、地方公共団体との協力の下、引き続き制度の周知・啓発に努めるとともに、P R T R目安箱の設置等による情報収集等や悪質な未届出事業者への厳正な対処等を行う。

調査内容項目 b)について

リスクコミュニケーションとは、安全で安心な社会生活を実現するために、すべての関係者の間で化学物質のリスクに関する正しい情報を共有し、リスクを認識することである。このため、化学物質の有害性や暴露情報、さらにはこれらの情報を評価する技術の整備・体系化を進め、一般市民、事業者、行政の間で科学的知見に基づいた正確かつ迅速なリスクコミュニケーションを促進するため、経済産業省では以下の施策を進めている。

) 施策の概要

化学物質の有害性や暴露等に関する情報の収集やリスク評価ツール等の開発を行い、化学物質のリスクに関する情報基盤を整備するとともに、これらの普及活動を進めている。

) 施策の実施状況

平成19年度は、化管法に基づくP R T R制度及びM S D S制度、化学物質の有害性情報、リスク評価手法やリスクコミュニケーションに関する情報など、化学物質の評価・管理に関するセミナーを全国7カ所で開催した。また、化学物質のリスク評価のためのガイドブックの作成・配布を行った。さらに、リスクコミュニケーションツールとして利用可能な、事業所等から大気へ排出され

る化学物質の発生源近傍の濃度を予測するモデルである低煙源工場拡散モデル(METILIS)の操作性を向上させるための改良を行い、全国4カ所で計7回の講習会を実施する等リスク評価ツールの開発・普及を行った。これらの活動を通して、リスクコミュニケーションに活用できる情報を提供した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

更なるリスクコミュニケーションの一層の推進を図るためには情報の共有化が不可欠であり、今後は、化学物質の安全性情報等の収集と発信システムの構築、化学物質のリスク評価及びその結果の公表、事業者及び行政による情報システムの運用等の基盤整備を行うことを検討していく。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	国土交通省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進
調査内容項目	<p>化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための環境リスク管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) PRTR 制度の運用状況と課題</p> <p>b) リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況</p>
関係府省(回答府省)	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a)について</p> <p>) 施策の概要</p> <p>P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) 制度は化学物質排出把握管理促進法 ¹ (以下「化管法」という。) により定められた人の健康や生態系に有害なおそれのある第 1 種指定化学物質について、事業者から環境への排出量及び事業所以外への移動量を、事業者自ら把握し国へ届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量及び移動量を集計し公表する制度であり、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とするものである。</p> <p>1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成十一年七月十三日法律第八十六号)</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>平成 11 年に化管法が公布され、P R T R 制度が導入された。これまで、毎年 P R T R 制度を実施し、最新のデータ (平成 18 年度) では、全国から、約 4 万 1 千件の届出があった。国土交通省所管の業種 (自動車整備業、倉庫業、造船業、鉄道業、下水道業) からの届出は約 5 4 0 0 件の届出があった。</p> <p>) 施策の効果</p> <p>平成 16 年度～18 年度での届出実績ではいずれも 4 万件を超える実績があり、また、国土交通省所管の業種からも 5 千件～6 千件の届出があった。また、化管法見直し合同会合中間とりまとめ ² において報告されている様に様々な関係者 (国、自治体、事業者、NGO・市民団体等) の間で P R T R データの利用が進展しており制度として定着しているといえる。</p> <p>2 中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会 化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合 中間とりまとめ</p> <p>) 課題・今後の方向性等</p> <p>課題と今後の方向性については、先述の中間とりまとめの中で、「対象物質の見直し」、「対象業種の見直し」、「対象事業者の要件の見直し」、「届出事項の見直し」などが課題として挙げられている。この中で国土交通省が特に関与する部分として、「対象業種の見直し」、「届出事項の</p>	

見直し」があり、これらの課題について今後の方向性を次に示す。

対象業種の見直し

国が実施している届出外排出量の推計結果のうち、対象業種以外の業種からの排出に関しては、国土交通省所管の建設業からの排出量が大きな割合を占めている。しかし、建設業については、施工現場が比較的短期間で移動したり、施工期間が長期に亘る場合でも、実際に化学物質を使用する期間は限られていることから、定点からの定常的な排出量の把握が難しい。したがって、建設業の対象業種への指定については、上記特性を踏まえて検討する必要がある。

届出事項の見直し

本制度では、移動量に関して、下水道への移動量及び廃棄物としての移動量をそれぞれ届け出なければならないが、化学物質の環境リスクの一層の把握のためには、移動した先の下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設からの化学物質の排出量についても推計等により把握することが重要である。

このため、現在得られているデータの他に移動先の下水道終末処理施設名、廃棄物の移動先での処理方法が必要となるので今後はこれらを記載事項に加える必要がある。

調査内容項目 b)について

まず、国土交通省所管の業種におけるリスクコミュニケーションの推進に係る取組の進捗状況を正確に把握するとともに、政府全体のリスクコミュニケーションの推進についての取組方針の動向も踏まえながら適切かつ必要な対応をして参りたい。

また、リスクコミュニケーションが具体的に必要となった事例としては、昨年度、下流に水道水源のある河川において、化学物質が指針値を大幅に超えて検出され、調査の結果、下水道に接続する事業場から流出した化学物質が下水処理場から河川に流出していたという事案が発生するなど、水質リスク全般に対して、関係部局および機関が連携して対応しなければならない状況があった。

このような水質リスク発生時に迅速かつ的確に対応していくためには、関係部局および機関が密接に連携して水質監視、事業場に対する指導、情報の伝達・公表などを行う必要がある。今後、リスク発生時の原因者等への指導や関係部局等との連携のあり方など下水道分野におけるリスクコミュニケーションの方策について検討し、ガイドラインとしてとりまとめて行く予定である。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	環境省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進
調査内容項目	<p>化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための環境リスク管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) PRTR 制度の運用状況と課題</p> <p>b) リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況</p>
関係府省(回答府省)	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a) について</p> <p>(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況</p> <p>平成 8 年の OECD 勧告等の国際的動向を踏まえ、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するため、環境省では以下の施策を進めている。</p> <p>PRTR データの集計・公表及び活用</p> <p>) 施策の概要</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)に基づき、PRTR データを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図ることを目指すものである。</p> <p>) 施策の実施状況(平成 19 年度中心)</p> <p>化管法は平成 11 年度に公布され、平成 13 年度より同法に基づく PRTR 制度が施行されており、これまでに 6 回にわたり、事業者による PRTR データの届出と、国による届出結果の集計、届出対象外の排出源(届出対象外の事業者、家庭、自動車等)からの排出量の推計及び公表を行なった。</p> <p>平成 20 年 2 月 22 日には平成 18 年度の PRTR データを公表しており、届出のあった排出量については、全国・全事業所・全物質の合計で約 24 万 5 千トンと、前年度(25 万 9 千トン)と比較して減少した。また、届出のあった移動量については合計で約 22 万 5 千トンと、前年度(22 万 9 千トン)と比較して減少した。さらに、国が推計した届出外の排出量も合計で約 31 万 5 千トンと、前年度(34 万 7 千トン)と比較して減少した。一方、届出事業所数は全国で 40,980 事業所と、前年度(40,795 事業所)と比較して約 200 増加している。PRTR データの集計・公表を始めた平成 13 年度と比べると、届出排出量は総計で 6 万 7 千トン、率にして約 22% 減少しており、PRTR 制度は着実に定着が図られてきていると考えられる。</p> <p>また、化管法の施行 7 年後(平成 19 年 3 月)の見直しとして、平成 19 年 2 月から、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において、PRTR 制度、MSDS 制度、事業者による化学物質の自主的な管理の改善等の要素ごとに、施行状況の評価、課題の整理、措置の検討を行い、平成 19 年 8</p>	

月に中間とりまとめを公表した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

中間とりまとめにおいては、PRTR 制度が着実に定着し、対象物質による環境負荷を低減させる一定の効果を生んできたと評価する一方、対象物質・対象事業者・届出事項の見直しや、PRTR データの多面的利用の促進等、制度の見直しと運用の改善に向けて指摘がなされており、これらを踏まえ、法（政省令事項を含む）の改正事項等を検討し、必要な措置を講じていく必要がある。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

個別事業所ごとの PRTR データについて、現在の開示請求方式を改め、インターネット地図等を活用した国によるわかりやすい公表方式に変更するため、化管法の改正等を検討する。また、簡易な濃度試算のためのツールをホームページ上で提供する。

平成 19 年 10 月から、薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会、中央環境審議会の合同会合において、化管法対象物質見直しにかかる検討を開始しており、平成 20 年 7 月に答申されたところ。この結果を踏まえ、速やかに化管法政令を改正する。

PRTR 制度の対象業種について、医療業全体を対象業種に追加することについて、化学物質の使用実態の調査結果等を踏まえて検討する。

PRTR の届出事項に、移動先の下水処理場名及び廃棄物の移動先での処理方法を加えるため、所要の改正を行う。

事業者が排出量等を把握する際の参考資料である「PRTR 排出量等算出マニュアル」及び「電子版 PRTR 排出量等算出システム」について、対象物質の見直しに対応した内容に更新するとともに、より精度の高い算定方法を事業者が選択できるよう、必要なガイダンスの追加等を行う。

国が推計している届出外排出量について、対象物質の見直しに対応した推計方法に修正するとともに、現在推計対象になっていない排出源のうち、特に下水道処理施設及び廃棄物処理施設からの対象物質の排出量の推計方法を検討し、届出外排出量の推計・公表に追加する。

一部に未届出事業者等が存在することから、地方公共団体との協力の下、引き続き制度の周知・啓発に努めるとともに、PRTR 目安箱の設置等による情報の収集・分析や、悪質な法令違反に対する厳正な対処等を行う。

(2) 総括的な分析等

化管法については、化管法見直し合同会合中間とりまとめにおいて、施行状況の評価、課題の整理等が行われており、この中で PRTR 制度については、着実に定着していると評価される一方、制度の見直しと運用の改善に向けて指摘がなされている。これを踏まえ、引き続き PRTR データの有効活用等を推進するとともに、PRTR 制度の見直し及び円滑な運用を推進する。

調査内容項目 b) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

化学物質は、私たちの生活を豊かにする一方で、環境を経由して人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれ（環境リスク）があり、環境リスクに対する国民の不安も大きいという状況を踏まえ、環境リスクに関する情報に対する国民の理解と信頼を向上させ、化学物質の有害性や製造、使用、排出等の情報が、最大限入手可能なものとなり、第三者による情報の評価や双方向のリスクコミュニケーション

ンが行われるよう、環境省では以下の施策を進めている。

) 施策の概要

国民の化学物質に対する不安の解消に向けて化学物質対策をより身近にするとともに、市民、産業及び行政等の社会全体による化学物質の環境リスク削減の取組を進めるため、分かりやすい資料の作成・提供や理解を助ける手引きや学習関連資料の作成といった「情報」の整備、「対話」に資する人材育成や化学物質関連情報に関する簡易応答システムの開発・整備を通じて、リスクコミュニケーションを推進する。

) 施策の実施状況

平成 19 年度は、専門的で分かりにくい化学物質の情報を分かりやすく簡潔にした「化学物質ファクトシート-2006 年度版-」、子どもにも理解できる「かんたん化学物質ガイド 殺虫剤と化学物質」などの分かりやすい資料の作成、公表を行ったほか、化学物質とその環境リスクに関する専門的な知識を有していない市民でも環境省のホームページにアクセスした場合に簡易かつ的確に回答できるよう「かんたん化学物質ガイド 洗剤と化学物質」E-ラーニング版、「かんたん化学物質ガイド 殺虫剤と化学物質」E-ラーニング版の作成、公表を行った。さらに、身近な化学物質に関する疑問に対してアドバイス等を行う「化学物質アドバイザー」の定期的な研修と様々な場への派遣等を実施するとともに、行政、産業、国民の代表による対話の場として「化学物質と環境円卓会議」を定期的で開催した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

「化学物質ファクトシート」及び「かんたん化学物質ガイド」、「かんたん化学物質ガイド」E-ラーニング版の作成、化学物質アドバイザーの派遣については、幅広い利用者から高い評価を受けており、引き続き着実に整備・実施を行う。また、「化学物質と環境円卓会議」についてはより多くの国民に参加の機会を提供することが課題であり、今後も地方開催を継続的に行っていく。そのほか、成果物の普及に係る広報等により、広くリスクコミュニケーションの普及を図る。

(2) 総括的な分析等

化管法の見直しにおけるリスクコミュニケーションに関する議論等も踏まえ、国民の化学物質に対する不安の解消等に向け、引き続き化学物質のリスクコミュニケーションを推進することが必要。